

我が国における公訴時効制度の改正と 現に時効が進行中の事件の取扱いについて

1 現行刑事訴訟法制定時

現行刑事訴訟法の制定（昭和23年）に伴い，

単純賭博罪（刑法第185条）についての短期の公訴時効（6月）の廃止
（これにより単純賭博罪の公訴時効期間は6月から3年に延長された。）

拘留又は科料に当たる罪についての公訴時効期間の延長（6月→1年）
がなされた。

現に時効が進行中の事件に関する公訴時効期間の算定は，以下のとおり，刑事訴訟法施行法第6条により，旧刑事訴訟法の規定によることとされた。

○ 刑事訴訟法施行法（昭和23年法律第249号）

第4条 新法施行の際まだ公訴が提起されていない事件については，新法を適用する。
但し，新法施行前に旧法及び応急措置法によつて生じた効力を妨げない。

2 （略）

第6条 第4条の事件について，新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間については，新法施行後も，なお旧法及び応急措置法による。

2 平成16年刑事訴訟法改正時

平成16年に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）により，刑事訴訟法が改正され，公訴時効期間は，以下のとおり，

- 死刑に当たる罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・15年から25年
 - 無期の懲役・禁錮に当たる罪・・・・・・・・・・10年から15年
 - 長期15年を超える懲役・禁錮に当たる罪・・・・・・7年から10年
- それぞれ延長されたところ，現に時効が進行中の事件に関する公訴時効期間の算定は，以下のとおり，附則第3条第2項により，なお従前の例によることとされた。

○ 刑法等の一部を改正する法律

附則第3条 （略）

2 この法律の施行前に犯した罪の公訴時効の期間については，第2条の規定による改正後の刑事訴訟法第250条の規定にかかわらず，なお従前の例による。